

第52回(2017年度) 東海社会人サッカートーナメント大会要項

1. 主 催 一般社団法人 東海サッカー協会
2. 主 管 一般財団法人 静岡県サッカー協会 社会人連盟
大会責任者 一般財団法人 静岡県サッカー協会 専務理事 竹山勝自
運営責任者 一般財団法人 静岡県サッカー協会 社会人連盟委員長 清水佐平
3. 大会期日 2017年12月2日(土)・3日(日)
4. 試合会場 藤枝市民グラウンド・藤枝総合運動公園陸上競技場
5. 大会規定
- (1) 競技規則
大会実施年度の(公財)日本サッカー協会サッカー競技規則による。
 - (2) 選手エントリーについて
 - ①選手エントリー数は22名を上限とし、参加申込み後の登録選手・ユニホーム・背番号等の全ての変更は認めない。
 - ②外国籍選手は5名までエントリー可とし、試合への登録及び出場は3名までとする。
 - ③エントリー選手は各県リーグの当該チームにて最終試合までに登録が完了されていること。
 - (3) 試合時間
 - ①80分(40分ハーフ)とする。同点の場合は20分の延長戦を行い、なお同点の場合はPK戦により決定する。
 - ②ハーフタイムのインターバルは10分間、延長戦に入るインターバルは3分、延長戦のハーフタイムのインターバル2分、PK戦に入るインターバルは1分とする。
 - (4) 選手交代
7名登録中の5名まで交代可能
 - (5) ユニフォーム/装身具
 - ①ユニフォーム(シャツ・ショーツ・ソックス)は正副2色用意すること。
 - ②選手は参加申込書に登録された背番号のユニフォームを着用のこと。
 - ③(公財)日本サッカー協会フォーム規定に合致していること。
 - ④一切の装身具の着用を禁止し、装身具を覆うテープの使用も不可とする。
 - (6) ベンチ
 - ①組み合せ表の上側のチームがピッチに向かって左側、下側のチームが右側とする。
 - ②ベンチに入る事のできる人数は最大チーム役員6名と交代選手7名とする。(合計13名)
 - ③ベンチに入ることのできる役員はメンバー表提出時に届けられていること。
 - (7) テクニカルエリアを設置する。
試合中に指示できる人物はメンバー表提出時に登録された役員とし、その都度1名とする。
 - (8) ウオームアップ
 - ①ピッチ内の使用は試合開始30分前から15分間とする。
なお、ピッチコンディションによっては変更することがある。
 - ②アップ会場等詳細についてはマッチコーディネーションミーティング時に説明します。
 - (9) 試合ボール
大会運営側で用意する。
 - (10) マッチコーディネーションミーティング(以下MCM)
 - ①出場チームは試合開始90分前にメンバー表等関係書類を本部より受取ること。
 - ②試合開始70分前にMCMを行う。(MCM会場については到着時に案内する)
 - ③MCMの出席はMC、審判、チームは監督またはチーム責任者の2名以内とする。
 - ④チームはユニホーム(正副)と必要事項記入済のメンバー表、(公財)日本サッカー協会選手登録証(顔写真貼付)を持参すること。電子登録証および登録一覧表でも可(顔写真添付)
尚、選手登録証はメンバー表の順に並べて提示すること。
 - (11) A、B各ブロックの優勝チームは2018年度東海社会人リーグ2部に昇格できる。
尚、東海社会人リーグ昇格チームに順位付けを必要とする場合は、Aブロック優勝チームを1位、Bブロック優勝チームを2位とする。

6. 懲罰

- (1) 本大会と各県内リーグは懲罰規程上の同一競技とみなさない。ただし、各競技会終了時点での退場・退席による未消化の出場停止処分は本大会が直近の公式試合である場合、本大会において順次消化する。
- (2) 本大会期間中に科せられた警告の累積は他大会には影響を及ぼさない。
(懲罰規程[別紙2]第2条3項参照)
- (3) 本大会に退場を命じられた選手は、自動的に直近の本大会1試合に出場できず、それ以降の処分については規律委員会において決定する。(懲罰規程[別紙2]第4条参照)
- (4) 本大会において、他大会の出場停止処分を消化する場合は、事前に書面にて大会事務局まで提出しなければならない。(懲罰規程[別紙2]第7条参照)
- (5) 出場停止処分を受けた者は、懲罰規程[別紙2]第3条の通り、試合が終了するまで制限される区域には立入ることはできない。
- (6) 本大会は日本サッカー協会規約規程[第12章 懲罰]に則り、大会規律委員会を設け、委員長は東海社会人連盟委員長とし、委員については委員長が決定する。[基本規程 第227条]

委員長	川口 貴弘	(一社)東海サッカー協会規律委員長
副委員長	大畠 政典	(一社)東海サッカー協会事務局長
委 員	岩村 宣明	東海社会人サッカー連盟 委員長 (岐阜県)
委 員	土本 泰	東海サッカー協会 審判委員長
委 員	北寺 秀彰	東海社会人サッカー連盟 委員 (三重県)
委 員	杉浦 幹根	東海社会人サッカー連盟 委員 (愛知県)
委 員	清水 佐平	東海社会人サッカー連盟 委員 (静岡県)
- (7) 本大会の規律問題は、日本サッカー協会(基本規程[懲罰規程])に従い、大会規律委員会が処理しなければならない。[基本規程 第227条]
- (8) 大会組合せ
別紙に記載